

問い合わせ先
土木部公共工事契約課
公共工事契約管理係
0742-27-7425

平成20年度 第2回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成20年10月20日(月) 県庁第1会議室	
委員	委員長 池田 敏雄 委員長代理 川崎 祥記 伊藤 忠通(欠席) 川村 容子 久保 博子	
審議対象期間	平成20年4月1日～平成20年7月31日	
抽出案件	5 件	(備考)
一般競争入札	2 件	○審議対象期間中の総契約件数、指名停止措置状況、入札契約制度の適正化に係る取組状況並びに談合情報の対応について説明
指名競争入札	2 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる入札はなく、概ね妥当であると考え。なお、失格者の多い案件のうち一部の案件については、入札に関わる情報提供が的確に行われていないことが原因と考えられる。様式の記載等、形式的なことでも失格にならないように、正確に情報提供を行うこと。</p> <p>○談合については、密室で行われるので、具体的な証拠を見つけることは難しいが、その兆候を見逃さない等、より一層監視の目を光らせて、少しでも異常な点があれば、注視し、適切な対応をとること。</p> <p>○より競争性のある入札とするため、一般競争入札の拡大に向けて検討すること。</p> <p>○地域要件については、談合防止の観点からも、複数管内を統括する、全県一括で行う等、段階的な廃止に向けて速やかに検討すること。</p> <p>○電子入札が一部実施されているが、土木Cランクについても対象とするよう、速やかに検討すること。</p> <p>○新たな制度の下で適正な入札・契約が行われるよう注視し、問題が発生した場合には、その分析を行うこと。</p>	

質 問	回 答
案件1(高田川 小規模河川改修事業(都市河川・促進道路)工事)	
○高田土木管内にはBランクの業者が52者と聞いているが、他の土木事務所管内に比べて多い方ではないか？この状況で3者しか入札に参加しない理由は何か？	●業者数は多い方。今回抽出された案件以外の工事でも入札参加者は少ない。平均で5～6社というのが実態。原因はよくわからない。
○業者から入札制度や予定価格について不平・不満が土木事務所に伝わってきていないか？	●特段聞いていない。
○今年度の高田土木B級における入札件数は？	●7件
○B級だけの入札だけでなく、例えばA級とB級の混合入札はあるか？	●「AとB」等の混合入札は行っていない。
案件2(都市公園 馬見丘陵公園整備事業工事)	
○失格者が多いが、その理由は？	●入札時に提出する見積根拠資料の記載ミスや計算の間違い等の単純な間違い。これは、新制度で行った初めての入札だったためと考えられる。その後の入札では、記載ミスでの失格はほとんど無くなった。
○失格がなければ、参加者全員でくじ引きとなったのか？	●17社中13社が失格。失格した者の金額はわからないが、有効な入札4社のうち、2社が最低制限価格と同額でくじ引きを行った。
案件3(一般農道整備事業西吉野賀北地区舗装第2工区工事)	
○失格者が多いが、その理由は？	●年度初めの入札で、県発注工事の少ない時期であったこと。また、業者においては手持ち工事が少ない時期と考えられるため、業者としては、工事を受注したくて、ぎりぎりの線をねらったところ最低制限価格を下回ったと考えられる。
○最低制限価格は公表か非公表か？	●5月に指名選定を行った案件のため、旧制度を適用し非公表で行った。
案件4(国宝 室生寺本堂(灌頂堂)第2期屋根工事)	
○指名業者数が少ない理由は？	●金額は大きい、内容はシンプルな工事。工事費の94%が檜皮葺。業者選定は、檜皮葺専門業者7社の内、平均完成工事高が予定価格以上である4社を指名。材料の確保が難しい工事である。
○完成工事高要件はいつも設定しているのか？	●設定している。
○檜皮葺業者7社に大きな違いはあるのか？	●選定した4社とそれ以外では、平均完成工事高が一桁違う。
○地域要件は設定したか？	●していない。
○このような大型工事を受注できるのは、全国でもこの4社だけか？	●岐阜県にも業者はいるが、奈良県に入札参加資格を持っていない。
○奈良には重要な建造物が多いが、それらに関する発注をおこなうとき、技術力の評価は行っていないのか？完成工事高以外の評価方法はないのか？	●国の選定団体として認められている団体の会員であることで技術力を担保している。

質 問	回 答
案件5(一般国道 168号 地域連携推進事業(国道改築))	
○随意契約に至った理由を説明してほしい。	●H19. 12に指名競争入札を実施したが、参加者2社のため不調。H20. 1に2度目の指名競争入札を実施したが、参加者2社で不調。H20. 2に一般競争入札を実施したが、参加者がなかったため不調。その後、近隣で補強工事を行っている5者と直接交渉し、うち1者と随意契約を行った。
○応札者が少ない理由は？	●地震等の災害に対応するため、国及び県が、緊急輸送道路の橋梁補修工事の3カ年計画を立て、発注している。全国的にかなりの発注が行われているため、業者数や技術者数が不足している。こういう状況の下、金額が少ない入札案件には、応札が少ない状況となっている。また、鋼材価格の急騰により鋼材の入手が困難な状況となっている。
○新たなトンネルを造るため発生する土砂を捨てるための橋の架け替えだが、土捨て場はどのようにして決めるのか？	●通常、既存の土捨て場を候補地にするが、運搬距離が遠くなると値段が変わってくるので、橋梁補修費と運搬経費とを比較して決めている。今回のケースでは、30km離れた場所に土捨て場があったが、経費比較の上、橋梁補修することに決定した。
○県内全ての橋梁を補修するのか？	●緊急輸送道路が補修の対象となっている。今回の工事の場所は、緊急輸送道路ではないため、本来は橋梁補修の対象ではないが、県の工事に必要なので補修を行った。
○随意契約を行う際に交渉を行った業者を選んだ基準は？	●工期、技術者要件、契約金額を提示して、5社と交渉。5社の内訳としては、H19年度に橋梁工事を落札した業者、近隣でメタル工事を施工した業者、今架かっている橋梁を架設した業者。そのうち、すぐに鋼材を調達できる業者と随意契約を締結した。